

デジタル庁行政事業レビュー行動計画

令和4年5月24日策定

デ ジ タ ル 庁

I 目的

この計画は、予算の支出先や用途の実態把握、自己点検等を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる行政事業レビュー(以下「レビュー」という。)について必要な事項を定め、事業目的に即した予算の企画・立案、予算要求及び予算執行を図ることを目的とする。

II レビューの取組体制

デジタル庁におけるレビューは、以下のデジタル庁政策評価・行政事業レビュー推進チーム(以下「チーム」という。)を中心とした体制で実施する。

統括責任者 : 戦略・組織グループ統括官

副統括責任者 : 戦略・組織グループ審議官

メンバー : 統括官付参事官(総務担当)、統括官付参事官(会計担当)

その他、チームが必要と認めたときは上記以外の者を参画させることができる。

III 事業の点検等

1. レビューシートの作成

(1) 事業単位の整理

チームは、年度当初を目途に、前年度の事業(事務的経費、人件費等は除く。)について、点検の対象となる事業の単位を整理する。

(2) レビューシートの作成

① レビューの対象となる事業(以下「レビュー対象事業」という。)については、当該事業を所管する参事官等(以下「事業所管部局」という。)が、事業の単位ごとに内閣官房行政改革推進本部事務局(以下「事務局」という。)の示す様式を参考に「行政事業レビューシート」(以下「レビューシート」という。)を作成する。一括計上事業については、必要に応じて関係府省庁において当該事業を執行する局部課等(以下「関係府省庁」という。)の協力を得てレビューシートの作成を行う。

② 事業所管部局は、レビューシートの作成に当たって、国民に分かりやすい記載に努め、必要に応じて事業内容の理解に資する資料を適宜添付する。

- ③ レビューにおける証拠に基づく政策立案(EBPM)の議論に資するため、事務局の指示に従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。
- ④ レビューシートの作成に当たっては、事業所管部局等は、予算の支出先、使途といった実態や成果を踏まえ、事業の厳しい点検を行い、その点検結果をレビューシート(事業所管部局による点検欄まで)に記載する。適切な記入及び厳格な自己点検が行われているかについて、チームにおいて確認を行う。

(3)新規開始事業及び新規要求事業の取扱い

現年度から開始された事業(以下「新規開始事業」という。)及び翌年度概算要求において新規に要求する事業(以下「新規要求事業」という。)についても、国民に対する情報開示及びレビューによる点検結果の概算要求への反映状況の検証等に活用するため、レビューシートに事業の目的、概要、成果目標などの記入可能な事項を記入するものとする。

2. 外部有識者及びチームによる事業の点検

(1)外部有識者による点検

- ① チームは、前年度に新規に開始した事業等、外部の視点を活用したレビューの実施が必要と判断した事業(以下「外部有識者点検対象事業」という。)について、別途指名する外部有識者によって構成される「デジタル庁行政事業レビュー外部有識者会合」(以下「外部有識者会合」という。)を設置し、点検を求める。
- ② 外部有識者による点検の実施に当たっては、毎年6月中旬を目途に外部有識者会合を開催するものとし、その議事概要及び資料を速やかにホームページにおいて公表するものとする。
- ③ 外部有識者点検対象事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取に係る作業は、チームにおいて行う。
- ④ 選定した外部有識者点検対象事業に対して、外部有識者から追加や変更の申し出があった場合は、申出に対して誠実に対応するとともに、申し出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申し出のとおり対応しない理由をホームページにおいて公表するものとする。
- ⑤ 公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、レビューの取組全般について、必要に応じて外部有識者が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、直接に講評を行う機会を設けることとする。また、講評の場に出席できない外部有識者に対しては、書面等による講評を行う機会を設ける。
- ⑥ 選任した外部有識者のリストをホームページにおいて公表するものとする。

(2)公開プロセスの実施

- ① チームは、外部有識者点検対象事業のうち、公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効と判断されるもののほか、事務局が、公開プロセスの候補として追加すべきと判断したものを公開プロセス候補事業として外部有識者会合に示し、外部有識者(事務局が指名した3名含む。)の理解を得て公開プロセス対象事業を選定し、毎年6月中旬を目途に公開プロセスを実施することとする。
一括計上事業については、関係府省庁の協力を得て公開プロセスを実施することとする。
- ② 公開プロセスに参加する外部有識者は6名とし、デジタル庁が(1)で指名した外部有識者3名及び事務局が指名した外部有識者3名とする。
- ③ 公開プロセス対象事業の選定及び公開プロセスの実施に係る作業は、チームにおいて行う。
- ④ 選定した公開プロセス対象事業に対して、外部有識者(事務局が指名した3名含む。)から追加や変更の申し出があった場合は、申出に対して誠実に対応するとともに、申し出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由をホームページにおいて公表するものとする。
- ⑤ 公開プロセスの結果及び議事録は速やかにデジタル庁のホームページにおいて公表するものとする。

(3)チームによる点検

チームは、毎年7月を目途に、レビュー対象事業、新規開始事業及び新規要求事業について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に記入するものとする。

3. 概算要求等への反映

デジタル庁は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行に的確に反映させるものとする。チーム所見の概算要求等への反映状況について、レビューシートの所定の欄に記述するものとする。

4. 点検結果の公表

チームの所見等を記入したレビューシート及びチームの所見の概算要求への反映状況については、事務局が示す方法により、それぞれ次に掲げる期限までにホームページにおいて公表するものとする。また、レビューにおける証拠に基づく政策立案(EBPM)の議論に資するため、事務局の指示に従い、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するよう努めるものとする。

- (1) レビュー対象事業及び新規開始事業のレビューシート 翌年度予算概算要求の提出期限後1週間以内
- (2) チームの所見の概算要求への反映状況 翌年度予算概算要求の提出期限1週間以内
- (3) 新規要求事業のレビューシート 翌年度予算概算要求の提出期限後2週間以内

5. 行政改革推進会議による検証結果の今後の予算等への反映

デジタル庁は、行政改革推進会議による検証結果を今後の予算等に的確に反映させるものとする。

6. 優良な事業改善の取組

チームは、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に評価する。優良事業改善事例については、翌年度予算概算要求までを目途にレビューシートとともに評価内容等をホームページにおいて公表するものとする。

7. 職員の資質向上に係る取組

チームは、レビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、レビューシートを用いて職員に対して指導を行うものとする。

IV. その他

1. 人事評価への反映

人事評価の実施に当たって、評価者等は、職員のレビューにおける取組や成果について、適切に評価に反映するものとする。

2. 政策評価及び経済・財政一体改革との連携

レビューの実施に当たっては、事業単位の整理や点検などにおいて、政策評価及び経済・財政一体改革との関連性に留意しながら行うものとする。

3. 計画の見直し

この計画は、進捗状況や他府省の取組を参考とし、必要に応じ、適時、所要の見直しを行うものとする。

特別な事情により、本計画のスケジュールに依りがたい場合は、柔軟に対応するものとする。

4. 行革への取り組み

最近の政府の動きにも注視し、アジャイル型の政策形成・評価や EBPM の実践に積極的に取り組むほか、政策評価やプロジェクト管理など類似の評価制度との重複を排除し、事務の効率化につとめる。

5. ミッション・ビジョン・バリュー

事業所管部局は、レビューの実施に当たって、デジタル庁のミッション・ビジョン・バリューの実現等に寄与しているかについても考慮する。

6. その他レビューの実施に必要な事項

事務局から、レビューの適切な実施のために必要な資料の提出及び説明の求めがあった場合には適切に対応するものとする。

7. 今年度のスケジュール

- 5月中下旬～ 外部有識者の意見を踏まえ公開プロセス対象事業を決定
- 6月中旬 公開プロセス及び外部有識者会合
- 7月中旬～ チームによる点検(サマーレビュー)、概算要求への反映
- 8月末 概算要求書提出
- 9月上旬～ 行政事業レビューシートの公表、概算要求への反映状況の公表